

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年2月16日提出
【計算期間】	第42特定期間(自 2022年5月19日至 2022年11月18日)
【ファンド名】	フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
- 主として米ドル建債券に投資することにより米ドル短期金利を上回るインカムゲインを獲得することにより、米ドル短期金利水準の分配を毎月行い、米ドル原資産元本の安定した運用成果を目指します。
 ＊分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。
- ② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券・一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げ

る資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

特色1 米ドル原資産ベースでの元本の安定を目指します

●主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

●組入れる米国の債券の平均格付はA-／A3格以上に保ち、信用リスクの抑制を図ります。なお、個別債券の格付は最低でもBBB-／Baa3格*以上とします。

*S&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち、いずれか1社以上による格付

●原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーション*(金利感応度、平均残存期間)を、通常0.5年～1.0年(最大1.5年)とし、金利変動リスクの回避を目指します。

*実効デュレーションとは、MBSやABSの早期償還を考慮して計算されたデュレーション(金利感応度、平均残存期間)をいいます。

●為替ヘッジを行わないため、基準価額は円と米ドルとの為替相場の変動の影響を受けます。

(注)資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色2 ファミリーファンド方式により運用を行います

●「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色3 運用はフランクリン・テンプルトン・グループのウェスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用は、「ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

WESTERN ASSET

ウェスタン・アセット

- ー設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州
- ー運用資産約3,755億米ドル。(約54兆円)*

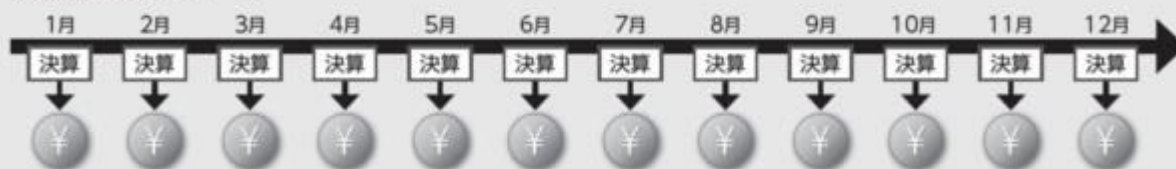
ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

- ーマザーファンドの投資顧問会社
- ー運用資産約3,217億米ドル。(約47兆円)*

*2022年9月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2022年9月末現在の対顧客電信売相場場の仲値(1米ドル=144.81円)によります。

特色4 毎決算時(毎月18日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います

収益分配のイメージ



(注) 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

ファンドの投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- 信託財産に属するBBB／Baa格付(BBB+／Baa1格～BBB-／Baa3格)を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- デリバティブ取引を行うことができます。

分配方針

毎決算時(毎月18日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下「配当等収益」といいます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた配当等収益を中心に、米ドル短期金利水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

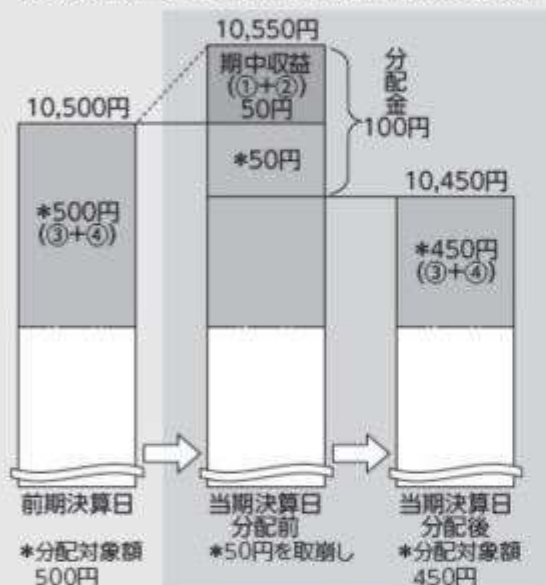
投資信託で分配金が支払われるイメージ



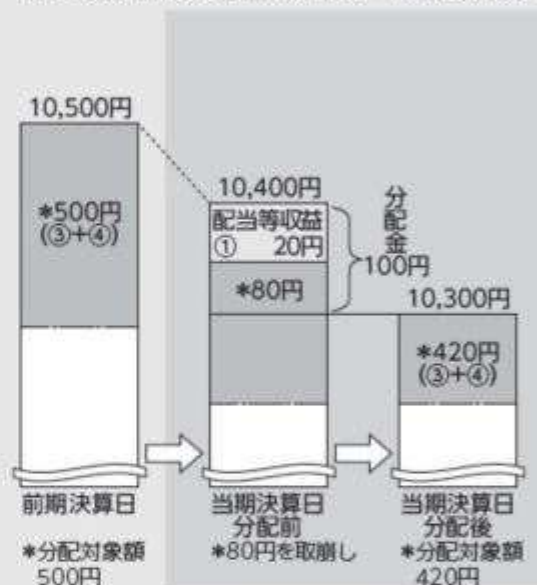
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

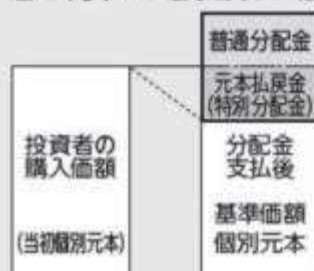
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

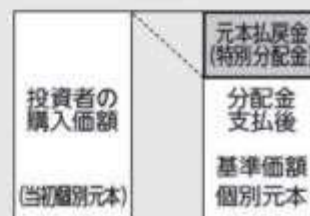
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年11月28日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2006年1月1日

- ・ファンドの名称を「シティ毎月分配型ファンド」から「LM・米ドル毎月分配型ファンド」に変更
- ・マザーファンドの名称を「シティグループ米国短期投資適格債マザーファンド」から「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」に変更

2006年4月28日

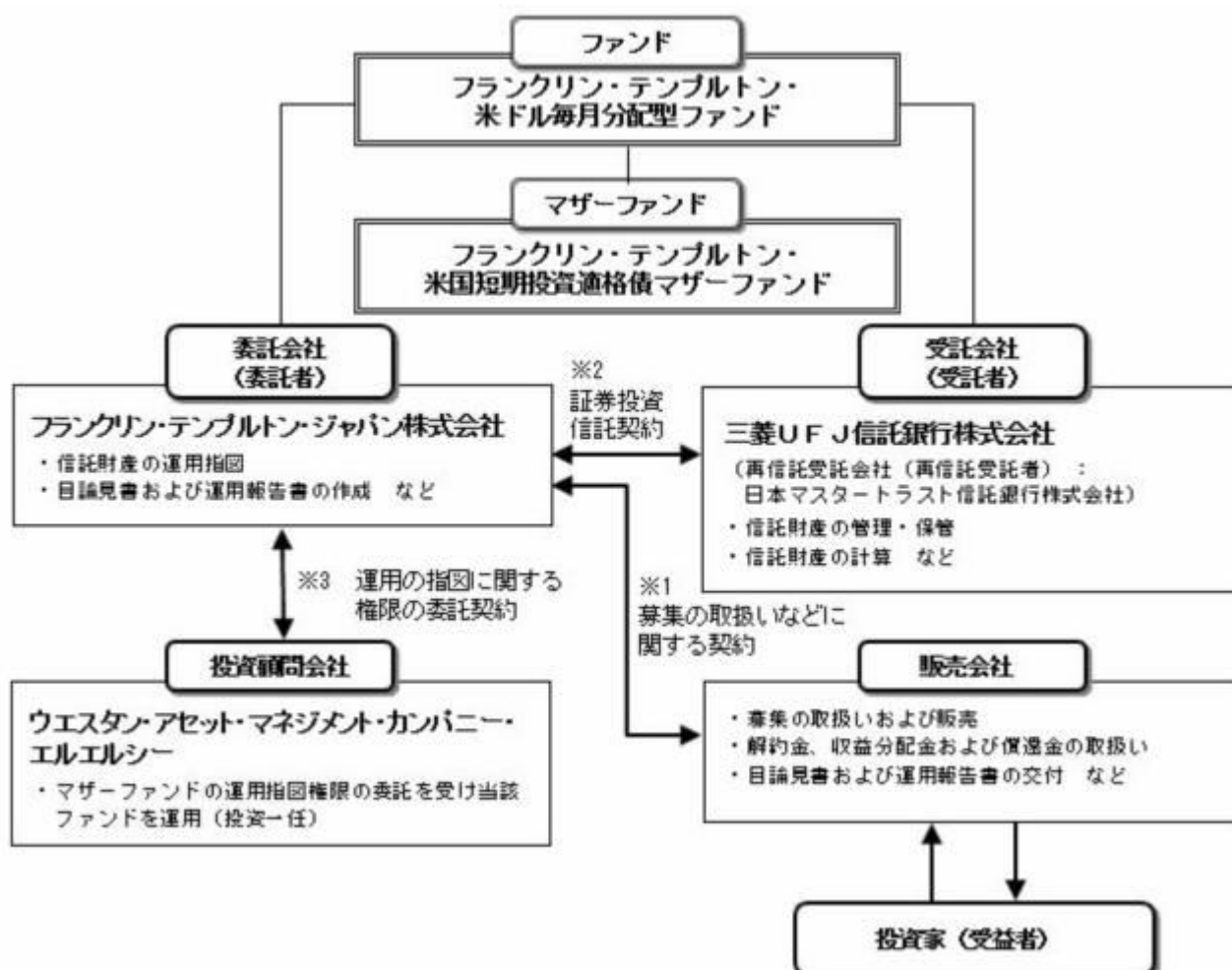
- ・投資顧問会社を「ソロモン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・インク」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（現ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）に変更

2022年8月19日

- ・ファンドの名称を「LM・米ドル毎月分配型ファンド」から「フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド」に変更
- ・マザーファンドの名称を「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」から「フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド」に変更

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2022年11月末現在）

1）資本金

1,000百万円

2）沿革

1998年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り7	78,270株	100%

※フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号）はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。
- ② 金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として毎月米ドル短期金利水準の分配を行い、米ドル原資産の安定した運用成果を目指します。
- ③ 主たる投資対象である個別債券は、原則としてS & P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関からBBB－／Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付けはA－／A3格以上を維持します。
- ④ 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.5年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。
- ⑤ 原則として米ドル建ての証券に投資します。したがって基準価額は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。
- ⑥ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド＞

フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいい、約款第25条、第26条及び第27条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ）金銭債権

ニ）約束手形

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるフランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証書

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９）特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11)までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

- 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)及び17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち、2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①の1)のロ)からニ)までに掲げる特定資産及び上記①の2)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

<フランクリン・テンブルトン・米国短期投資適格債マザーファンド>

主として米ドル建ての米国公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第15条、第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券（転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。）
 - 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)から6)までの証券の性質を有するもの
 - 8) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 9) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 10) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 11) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 13) 外国の者に対する権利で12)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)から5)までの証券及び7)の証券のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①の1)のロ)から

ニ）までに掲げる特定資産及び上記①の２）に掲げる資産により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド>

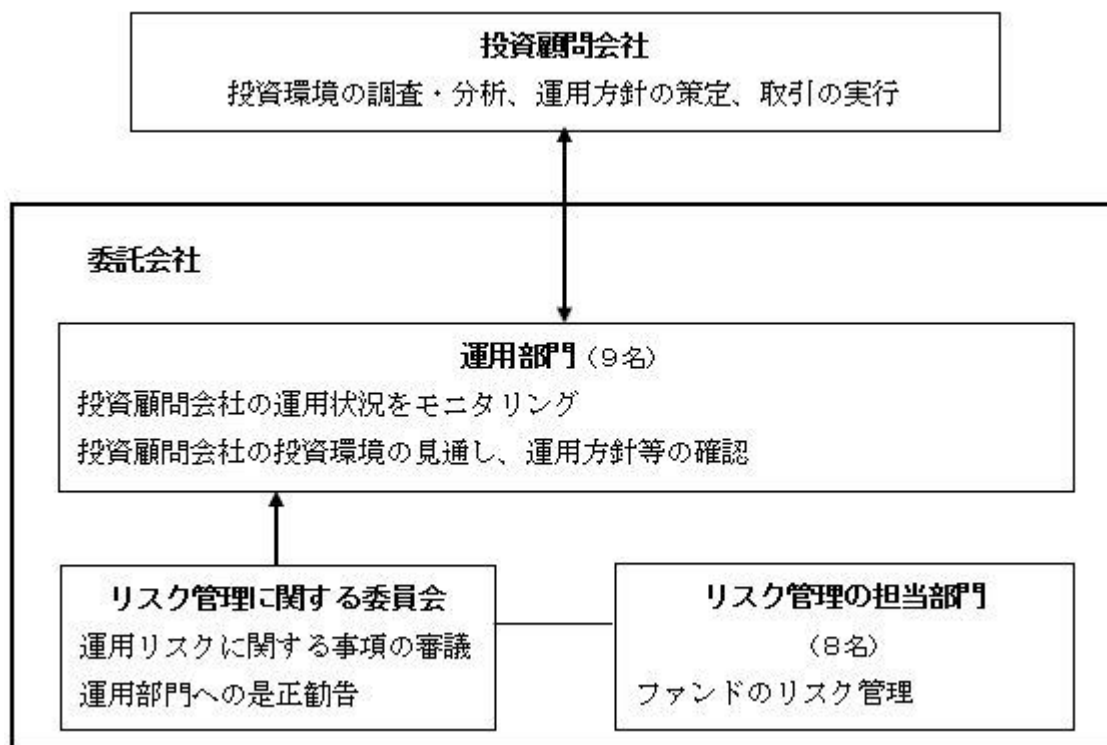
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、主として米ドル建債券に投資することにより米ドル短期金利を上回るインカムゲインの獲得を目指し、信託財産の米ドル原資産における安定した運用成果を目指します。
主な投資対象	主として米ドル建ての米国公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。 ② 金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として、米ドル原資産における安定した運用成果を目指します。 ③ 主たる投資対象である個別債券は、原則としてS & P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関からBBB－/Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付けはA－/A3格以上を維持します。 ④ 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.5年～1.0年（最大で1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。 ⑤ 原則として米ドル建ての証券に投資します。したがって基準価額は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。 ⑥ ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。 ⑦ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。 ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことができます。 ⑩ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	① 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ② 米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。 ③ 信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の25%以内とします。 ④ 信託財産に属するBBB／Baa格付（BBB＋／Baa1格、BBB／Baa2格、BBB－／Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

■ファンドの運用体制

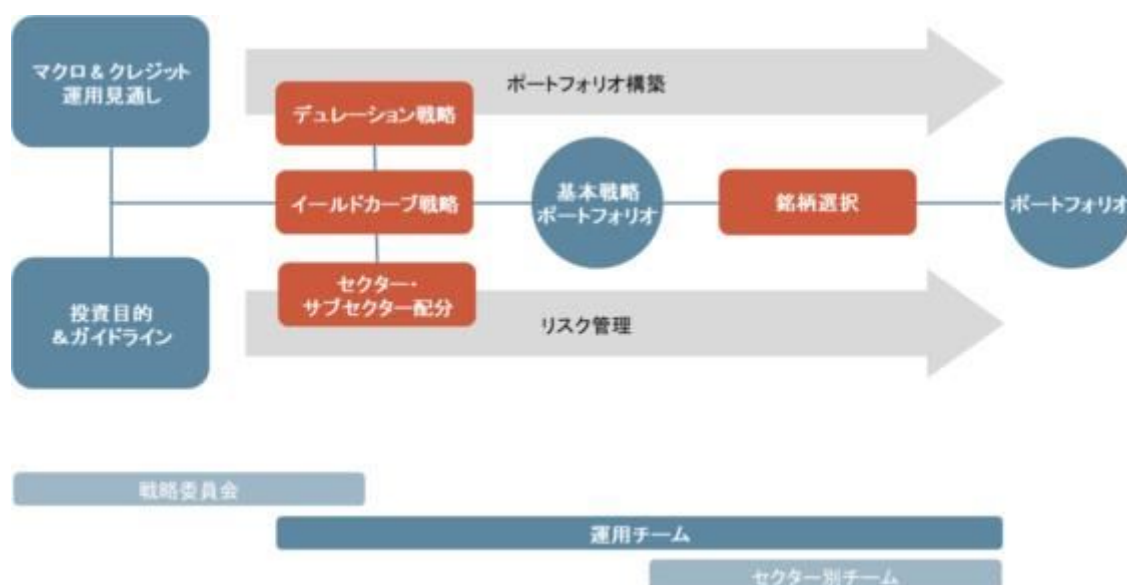
当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社が行います。



■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

- ①委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関する部署、権限を規定しております。また実際の売買執行等について社内規程・方針を設けているほか、各部署において業務規定を策定しております。
- ②運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

（参考）投資顧問会社の運用プロセス



■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2022年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月18日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取り利子・配当収益を中心に、米ドル短期金利水準等を勘案して委託者が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。
- 3）留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド＞

- 1）株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 2）マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3）同一銘柄の株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4）同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 6）米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。
- 7）信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の25%以内とします。
- 8）信託財産に属するBBB／Baa格付（BBB＋／Baa1格、BBB／Baa2格、BBB－／Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。
- 9）先物取引等の運用指図
 - イ）委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に

含めて取扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、9)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ9)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

10) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) ハ）においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記信託財産が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) ハ）においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ヘ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ト) 11)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 12) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団

法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

13) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

14) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

15) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

16) 有価証券の貸付の指図及び範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

17) 公社債の空売りの指図範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

18) 公社債の借入れ

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

19) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

20) 資金の借入れ

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ハ) ロ) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<フランクリン・テンブルトン・米国短期投資適格債マザーファンド>

- 1) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
 - 2) 米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。
 - 3) 信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の25%以内とします。
 - 4) 信託財産に属するBBB/Baa格付（BBB+/Baa1格、BBB/Baa2格、BBB-/Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。
 - 5) 先物取引等の運用指図
- イ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 6) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 7) 金利先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保

の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

へ) 7)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

9) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

10) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をロ)に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

ロ) イ)の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ) ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ) 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

11) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

12) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（１）投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

- ① 為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）
一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ② 金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ③ 信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ④ 外国に投資するリスク（カントリーリスク）
外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ⑤ 期限前償還リスク
組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。
- ⑥ デリバティブ活用のリスク
当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

<その他の留意点>

- ① 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。
- ② 当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ③ 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。
- ④ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能

性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

(2) リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。

また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス、運用ガイドライン等の遵守状況、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

エグゼクティブ・マネジメント・コミティは、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2022年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年12月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	27.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値	△4.6	△16.0	△12.4	△19.4	△4.5	△4.5	△9.4
平均値	4.0	6.9	15.1	7.9	△0.0	3.1	1.9

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(※) 各資産クラスの指数
日本株 ……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に2.20% (税抜2.00%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・ 申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ < 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース） > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・ 販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、米国の3ヵ月物S O F R（担保付翌日物調達金利）＋スプレッド調整値（0.26161％）の水準^{*}に応じて年0.484％（税抜0.44％）～年0.990％（税抜0.90％）の率を乗じて得た額とします。
 ＊毎計算期間末日（休業日の場合は翌営業日、以下「当該日」）の2営業日前の営業日であって米国政府証券営業日（土曜日、日曜日、米国証券業金融市場協会（SIFMA）が推奨する米国政府証券取引休業日を除く日、以下同じ。）に該当する日（米国政府証券休業日に該当する場合には、直前の営業日であって米国政府証券営業日に該当する日）の水準。

- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

米国の3ヵ月物S O F R（担保付翌日物調達金利）＋スプレッド調整値（0.26161％）の水準	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.00％以上の場合	0.990％ （税抜0.90％）	0.41％ （税抜）	0.45％ （税抜）	0.04％ （税抜）
0.50％以上1.00％未満の場合	0.704％ （税抜0.64％）	0.28％ （税抜）	0.32％ （税抜）	0.04％ （税抜）
0.50％未満の場合	0.484％ （税抜0.44％）	0.20％ （税抜）	0.20％ （税抜）	0.04％ （税抜）

※上記料率は、当該日の翌日から翌月の18日（休業日の場合は翌営業日とします。）まで適用されます。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支払われます。

（４）【その他の手数料等】

① 当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は以下の通りです。

- １）当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料^{*}
- ２）先物取引・オプション取引等に要する費用
- ３）外貨建資産の保管等に要する費用
- ４）借入金の利息
- ５）信託財産に関する租税
- ６）受託会社の立替えた立替金の利息
- ７）信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

※当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

- ② 上記①の１）から６）までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。
- ③ 上記①の７）の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支弁されます。また、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。
- ④ 当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。
 - １）組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
 - ２）先物取引・オプション取引等に要する費用
 - ３）外貨建資産の保管等に要する費用
 - ４）信託財産に関する租税
 - ５）受託会社の立替えた立替金の利息
 - ６）信託事務等に要する諸費用
- ⑤ 上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④の４）から６）までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。
- ⑥ 上記①のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。
 - １）売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
 - ２）保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
 - ３）監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
 - ４）印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用
- ⑦ 上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

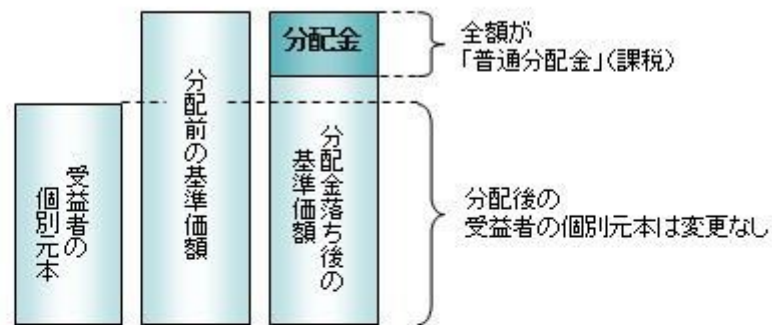
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

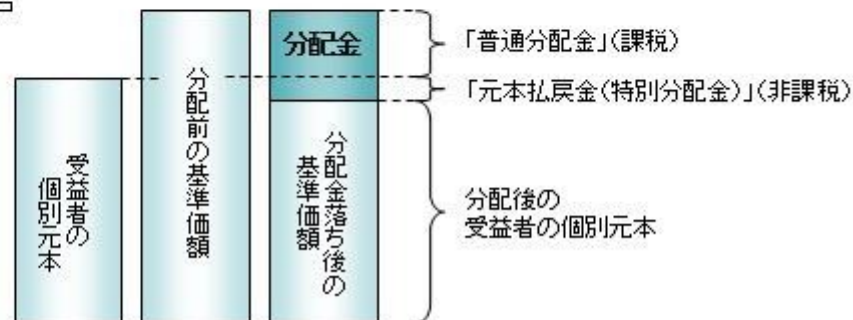
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は2022年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2022年11月30日現在の運用状況であります。
 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,935,643,832	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△2,013,268	△0.03
合計(純資産総額)		5,933,630,564	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	フランクリン・テンプルトン・米 国短期投資適格債マザーファンド	3,489,502,547	1.7153	5,985,543,719	1.7010	5,935,643,832	100.03

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第23特定期間末	（2013年 5月20日）	8,713,861,672	8,844,570,873	7,034	7,136
第24特定期間末	（2013年11月18日）	9,291,293,793	9,425,132,117	6,740	6,842
第25特定期間末	（2014年 5月19日）	8,170,231,151	8,294,331,106	6,758	6,860
第26特定期間末	（2014年11月18日）	8,245,377,044	8,331,027,668	7,673	7,745
第27特定期間末	（2015年 5月18日）	12,957,911,212	13,014,945,818	7,826	7,868
第28特定期間末	（2015年11月18日）	11,320,595,682	11,377,934,594	8,002	8,044
第29特定期間末	（2016年 5月18日）	10,459,629,368	10,525,903,150	7,048	7,090
第30特定期間末	（2016年11月18日）	8,687,955,651	8,743,473,934	7,195	7,237
第31特定期間末	（2017年 5月18日）	7,180,810,088	7,225,313,018	7,232	7,274
第32特定期間末	（2017年11月20日）	13,465,238,260	13,532,197,960	7,292	7,334
第33特定期間末	（2018年 5月18日）	16,721,440,149	16,814,553,157	7,189	7,231
第34特定期間末	（2018年11月19日）	12,191,745,429	12,274,523,463	7,311	7,353
第35特定期間末	（2019年 5月20日）	10,877,428,286	10,943,028,640	7,190	7,232
第36特定期間末	（2019年11月18日）	10,225,203,382	10,287,064,215	7,128	7,170
第37特定期間末	（2020年 5月18日）	9,226,217,115	9,283,444,378	6,978	7,020
第38特定期間末	（2020年11月18日）	8,767,717,272	8,822,560,821	6,828	6,870
第39特定期間末	（2021年 5月18日）	8,254,847,783	8,305,756,387	7,134	7,176
第40特定期間末	（2021年11月18日）	7,010,170,220	7,054,078,416	7,396	7,438

第41特定期間末	(2022年 5月18日)	6,439,595,650	6,475,673,163	8,222	8,264
第42特定期間末	(2022年11月18日)	6,034,854,969	6,068,391,283	8,839	8,886
	2021年11月末日	6,889,604,497	—	7,368	—
	12月末日	6,708,172,662	—	7,435	—
	2022年 1月末日	6,668,104,080	—	7,440	—
	2月末日	6,541,360,929	—	7,418	—
	3月末日	6,515,255,179	—	7,819	—
	4月末日	6,519,695,059	—	8,210	—
	5月末日	6,339,245,672	—	8,158	—
	6月末日	6,510,379,183	—	8,649	—
	7月末日	6,359,015,580	—	8,536	—
	8月末日	6,362,419,990	—	8,779	—
	9月末日	6,262,298,566	—	9,135	—
	10月末日	6,475,965,034	—	9,333	—
	11月末日	5,933,630,564	—	8,760	—

（注1）分配付の純資産総額及び基準価額は、各特定期間末の純資産総額及び基準価額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額（基準価額については1万口当たり）を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第23特定期間	2012年11月20日～2013年 5月20日	102
第24特定期間	2013年 5月21日～2013年11月18日	102
第25特定期間	2013年11月19日～2014年 5月19日	102
第26特定期間	2014年 5月20日～2014年11月18日	72
第27特定期間	2014年11月19日～2015年 5月18日	42
第28特定期間	2015年 5月19日～2015年11月18日	42
第29特定期間	2015年11月19日～2016年 5月18日	42
第30特定期間	2016年 5月19日～2016年11月18日	42
第31特定期間	2016年11月19日～2017年 5月18日	42
第32特定期間	2017年 5月19日～2017年11月20日	42
第33特定期間	2017年11月21日～2018年 5月18日	42
第34特定期間	2018年 5月19日～2018年11月19日	42
第35特定期間	2018年11月20日～2019年 5月20日	42
第36特定期間	2019年 5月21日～2019年11月18日	42
第37特定期間	2019年11月19日～2020年 5月18日	42
第38特定期間	2020年 5月19日～2020年11月18日	42
第39特定期間	2020年11月19日～2021年 5月18日	42
第40特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	42
第41特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	42
第42特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	47

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第23特定期間	2012年11月20日～2013年 5月20日	27.20
第24特定期間	2013年 5月21日～2013年11月18日	△2.73
第25特定期間	2013年11月19日～2014年 5月19日	1.78
第26特定期間	2014年 5月20日～2014年11月18日	14.60
第27特定期間	2014年11月19日～2015年 5月18日	2.54
第28特定期間	2015年 5月19日～2015年11月18日	2.79
第29特定期間	2015年11月19日～2016年 5月18日	△11.40
第30特定期間	2016年 5月19日～2016年11月18日	2.68
第31特定期間	2016年11月19日～2017年 5月18日	1.10
第32特定期間	2017年 5月19日～2017年11月20日	1.41
第33特定期間	2017年11月21日～2018年 5月18日	△0.84
第34特定期間	2018年 5月19日～2018年11月19日	2.28
第35特定期間	2018年11月20日～2019年 5月20日	△1.08
第36特定期間	2019年 5月21日～2019年11月18日	△0.28
第37特定期間	2019年11月19日～2020年 5月18日	△1.52
第38特定期間	2020年 5月19日～2020年11月18日	△1.55
第39特定期間	2020年11月19日～2021年 5月18日	5.10
第40特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	4.26
第41特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	11.74
第42特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	8.08

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第23特定期間	308,723,169	1,325,500,575
第24特定期間	2,944,005,404	1,545,942,988
第25特定期間	1,494,664,630	3,191,823,285
第26特定期間	2,013,612,398	3,356,709,225
第27特定期間	10,113,389,276	4,300,739,442
第28特定期間	4,986,180,703	7,398,208,957
第29特定期間	3,423,713,990	2,729,196,857
第30特定期間	94,618,153	2,859,909,987
第31特定期間	72,466,103	2,219,058,692
第32特定期間	21,588,495,118	13,052,460,777

第33特定期間	8,485,185,638	3,689,833,704
第34特定期間	356,674,654	6,942,087,340
第35特定期間	128,216,849	1,675,122,118
第36特定期間	94,605,899	876,734,239
第37特定期間	212,535,429	1,337,456,430
第38特定期間	176,824,893	556,532,133
第39特定期間	133,384,244	1,404,364,687
第40特定期間	92,377,599	2,184,901,613
第41特定期間	104,285,156	1,749,598,303
第42特定期間	637,044,670	1,642,193,637

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,355,505,537	22.54
特殊債券	アメリカ	2,395,315,019	39.82
社債券	日本	168,546,314	2.80
	アメリカ	828,958,249	13.78
	カナダ	147,050,226	2.44
	オランダ	77,177,533	1.28
	スペイン	80,551,442	1.34
	イギリス	68,867,865	1.14
	スイス	73,124,625	1.22
	小計	1,444,276,254	24.01
外国譲渡性預金証書	アメリカ	751,422,994	12.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	68,492,240	1.14
合計(純資産総額)		6,015,012,044	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	6,100,000	13,878.86	846,610,651	13,878.86	846,610,651	—	2022/12/6	14.07

2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,340,000	13,875.77	185,935,402	13,875.77	185,935,402	—	2022/12/8	3.09
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,300,000	13,301.35	172,917,679	13,301.35	172,917,679	—	2023/11/2	2.87
4	アメリカ	外国譲渡性預金証書	CREDIT AGRICOLE CIB	1,100,000	—	152,757,000	—	152,773,124	—	—	2.54
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,100,000	13,640.16	150,041,805	13,640.16	150,041,805	—	2023/4/27	2.49
6	アメリカ	外国譲渡性預金証書	SUMITOMO MITSUI TRUS	1,000,000	—	138,869,175	—	139,305,445	—	—	2.32
7	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP FRN	1,000,000	13,959.01	139,590,103	13,864.01	138,640,167	3.948	2024/3/5	2.30
8	アメリカ	特殊債券	FORDF 2018-2 A	1,000,000	14,137.10	141,371,048	13,802.65	138,026,531	3.170	2025/3/15	2.29
9	アメリカ	特殊債券	COMET 2021-A1 A1	1,000,000	13,472.61	134,726,119	12,893.59	128,935,990	0.550	2026/7/15	2.14
10	アメリカ	社債券	FED HOME LN DISCOUNT NT	900,000	13,830.12	124,471,160	13,830.12	124,471,160	—	2023/1/6	2.07
11	日本	社債券	TOYOTA MTR CRED	800,000	13,559.40	108,475,264	13,128.77	105,030,194	0.681	2024/3/25	1.75
12	アメリカ	特殊債券	GNR 2017-H15 FC	760,564.52	13,910.60	105,799,147	13,706.27	104,245,040	3.613	2067/6/20	1.73
13	アメリカ	特殊債券	CCCIT 2018-A6 A6	750,000	14,123.09	105,923,196	13,883.43	104,125,795	3.210	2024/12/7	1.73
14	アメリカ	外国譲渡性預金証書	SKANDINAV ENSKILDA B	700,000	—	97,217,660	—	98,043,648	—	—	1.63
15	アメリカ	社債券	FED HOME LN DISCOUNT NT	650,000	13,874.29	90,182,907	13,874.29	90,182,907	—	2022/12/9	1.50
16	カナダ	社債券	CANADIAN IMPERIAL BANK	660,000	13,749.22	90,744,889	13,568.66	89,553,204	0.950	2023/6/23	1.49
17	アメリカ	特殊債券	SLMA 2013-6 A3	632,841.43	13,868.94	87,768,441	13,478.24	85,295,923	4.666	2055/6/25	1.42
18	アメリカ	外国譲渡性預金証書	NORINCHUKIN BANK NY	600,000	—	83,322,000	—	83,330,795	—	—	1.39
19	アメリカ	特殊債券	HAROT 2019-4 A4	600,000	13,968.03	83,808,184	13,689.89	82,139,361	1.870	2026/1/20	1.37
20	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO FRN	598,000	13,729.11	82,100,089	13,677.01	81,788,540	0.697	2024/3/16	1.36
21	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER SA FRN	600,000	13,659.00	81,954,053	13,425.24	80,551,442	0.701	2024/6/30	1.34
22	アメリカ	特殊債券	GNR 2021-H03 FA	585,484.2	13,880.05	81,265,536	13,615.65	79,717,483	3.772	2070/4/20	1.33
23	オランダ	社債券	SHELL INTL FIN FRN	555,000	13,945.22	77,395,989	13,905.86	77,177,533	5.050	2023/11/13	1.28
24	スイス	社債券	CREDIT SUISSE NEW YORK	553,000	13,640.55	75,432,270	13,223.25	73,124,625	0.520	2023/8/9	1.22
25	アメリカ	特殊債券	SLMA 2006-10 A6	545,279.23	13,487.05	73,542,105	13,294.13	72,490,133	4.508	2044/3/25	1.21
26	アメリカ	外国譲渡性預金証書	TORONTO DOM BK FRN	500,000	—	69,464,868	—	69,709,203	—	—	1.16
27	アメリカ	外国譲渡性預金証書	NORINCHUKIN BANK NY	500,000	—	69,435,000	—	69,635,584	—	—	1.16
28	アメリカ	外国譲渡性預金証書	OVERSEA-CHINESE BK C	500,000	—	69,435,000	—	69,444,990	—	—	1.15
29	アメリカ	外国譲渡性預金証書	BNP PARIBAS NY BRANC	500,000	—	68,911,742	—	69,180,205	—	—	1.15
30	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC FRN	500,000	14,000.59	70,002,958	13,773.57	68,867,865	5.674	2024/5/18	1.14

（注１）変動利付債券は2022年11月末現在の利率です。

（注２）2022年11月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
----	---------

国債証券	22.54
特殊債券	39.82
社債券	24.01
外国譲渡性預金証書	12.49
合計	98.86

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

基準日:2022年11月30日

基準価額・純資産の推移(過去10年間)

2012年11月末～2022年11月末



基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
8,760円	59億円

分配の推移

2022年 7 月	7円
2022年 8 月	7円
2022年 9 月	7円
2022年10月	7円
2022年11月	12円
直近1年間累計	89円
設定来累計	3,809円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド)

■種類別組入比率

種類	比率(%)
国債証券	22.54
特殊債券	39.82
社債券	24.01
外国譲渡性預金証書	12.49
現金・預金・その他の資産	1.14
合計	100.00

■組入上位10銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2022年12月6日	14.07
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2022年12月8日	3.09
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2023年11月2日	2.87
CREDIT AGRICOLE CIB	アメリカ	外国譲渡性預金証書	—	—	2.54
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2023年4月27日	2.49
SUMITOMO MITSUI TRUS	アメリカ	外国譲渡性預金証書	—	—	2.32
BANK OF AMERICA CORP FRN	アメリカ	社債券	3.948	2024年3月5日	2.30
FORD F 2018-2 A	アメリカ	特殊債券	3.170	2025年3月15日	2.29
COMET 2021-A1 A1	アメリカ	特殊債券	0.550	2026年7月15日	2.14
FED HOME LN DISCOUNT NT	アメリカ	社債券	—	2023年1月6日	2.07

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.03%です。

年間収益率の推移



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が米国のいずれかの証券取引所の休業日または米国の銀行休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が米国のいずれかの証券取引所の休業日または米国の銀行休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約制限

資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

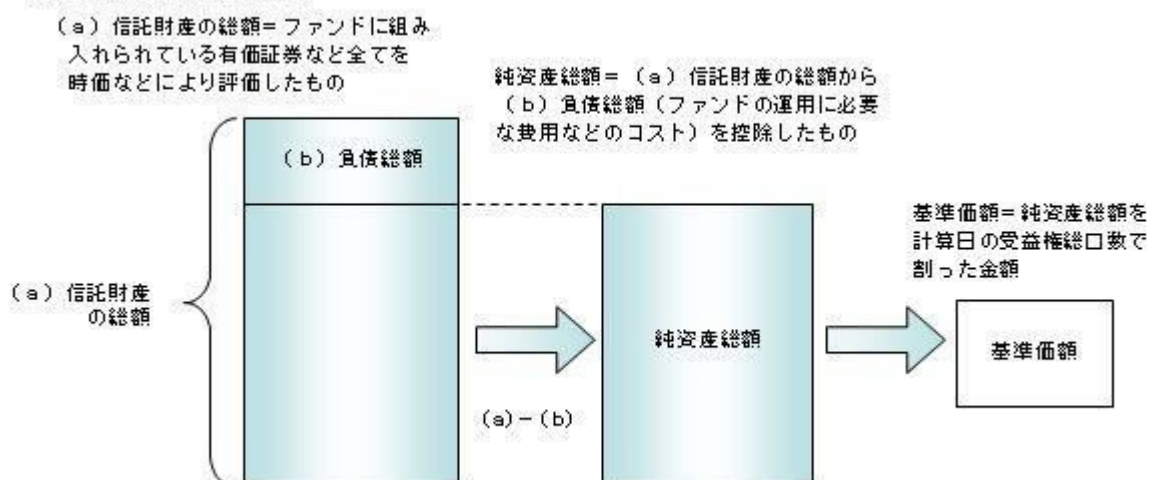
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2001年11月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月19日から翌月の18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合

ロ) マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合

ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ニ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその

公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

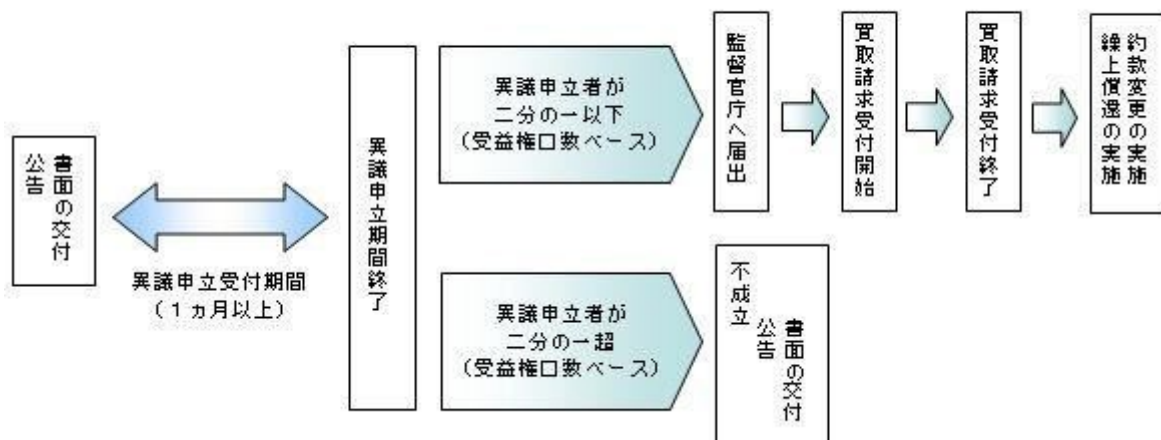
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・ 委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・ 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2022年 5月19日から2022年11月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- （4）2022年8月19日に、ファンドの名称を「LM・米ドル毎月分配型ファンド」から「フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド」に変更いたしました。

1【財務諸表】

【フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2022年 5月18日現在	当期 2022年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,450,579,628	6,048,587,029
未収入金	40,906,003	7,863,798
流動資産合計	6,491,485,631	6,056,450,827
資産合計	6,491,485,631	6,056,450,827
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,482,825	8,192,950
未払解約金	40,906,003	7,863,798
未払受託者報酬	236,892	238,541
未払委託者報酬	5,093,161	5,128,637
その他未払費用	171,100	171,932
流動負債合計	51,889,981	21,595,858
負債合計	51,889,981	21,595,858
純資産の部		
元本等		
元本	7,832,607,904	6,827,458,937
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,393,012,254	△792,603,968
（分配準備積立金）	694,629,221	1,292,462,937
元本等合計	6,439,595,650	6,034,854,969
純資産合計	6,439,595,650	6,034,854,969
負債純資産合計	6,491,485,631	6,056,450,827

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	749,809,170	528,305,024
営業収益合計	749,809,170	528,305,024
営業費用		
受託者報酬	1,449,313	1,413,200
委託者報酬	18,441,408	30,383,757
その他費用	974,595	942,792
営業費用合計	20,865,316	32,739,749
営業利益又は営業損失（△）	728,943,854	495,565,275
経常利益又は経常損失（△）	728,943,854	495,565,275
当期純利益又は当期純損失（△）	728,943,854	495,565,275
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	17,745,839	12,955,427
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,467,750,831	△1,393,012,254
剰余金増加額又は欠損金減少額	424,321,744	212,422,494
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	424,321,744	212,422,494
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,703,669	61,087,742
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,703,669	61,087,742
分配金	36,077,513	33,536,314
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,393,012,254	△792,603,968

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2022年 5月18日現在	当期 2022年11月18日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 7,832,607,904口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 6,827,458,937口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 1,393,012,254円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 792,603,968円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.8222円 (一万口当たり純資産額) (8,222円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.8839円 (一万口当たり純資産額) (8,839円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の96相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程	2021年11月19日から 2021年12月20日まで の計算期間	2022年 5月19日から 2022年 6月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,446,416円	8,149,376円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	251,576,892円

収益調整金額	372,420,856円	316,216,806円
分配準備積立金額	75,563,682円	663,999,002円
当ファンドの分配対象収益額	451,430,954円	1,239,942,076円
当ファンドの期末残存口数	9,059,871,660口	7,537,551,363口
1万口当たり収益分配対象額	498.25円	1,645.00円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	6,341,910円	5,276,285円
	2021年12月21日から 2022年 1月18日まで の計算期間	2022年 6月21日から 2022年 7月19日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	4,864,409円	9,036,739円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	134,309,035円
収益調整金額	369,903,348円	323,037,233円
分配準備積立金額	72,133,413円	907,173,583円
当ファンドの分配対象収益額	446,901,170円	1,373,556,590円
当ファンドの期末残存口数	8,997,724,201口	7,510,099,081口
1万口当たり収益分配対象額	496.66円	1,828.92円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	6,298,406円	5,257,069円
	2022年 1月19日から 2022年 2月18日まで の計算期間	2022年 7月20日から 2022年 8月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,442,798円	6,034,371円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	365,342,174円	324,738,919円
分配準備積立金額	69,721,072円	1,012,855,014円
当ファンドの分配対象収益額	438,506,044円	1,343,628,304円
当ファンドの期末残存口数	8,884,523,895口	7,341,319,657口
1万口当たり収益分配対象額	493.55円	1,830.20円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	6,219,166円	5,138,923円
	2022年 2月19日から 2022年 3月18日まで の計算期間	2022年 8月19日から 2022年 9月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	5,944,507円	12,749,646円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	162,422,565円	203,455,230円
収益調整金額	355,139,522円	317,178,564円
分配準備積立金額	65,042,896円	942,943,990円
当ファンドの分配対象収益額	588,549,490円	1,476,327,430円
当ファンドの期末残存口数	8,635,721,331口	6,910,970,450口
1万口当たり収益分配対象額	681.51円	2,136.18円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	6,045,004円	4,837,679円

	2022年 3月19日から 2022年 4月18日まで の計算期間	2022年 9月21日から 2022年10月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	6,347,669円	13,046,167円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	391,684,473円	210,766,087円
収益調整金額	334,903,340円	341,663,932円
分配準備積立金額	213,422,721円	1,128,695,529円
当ファンドの分配対象収益額	946,358,203円	1,694,171,715円
当ファンドの期末残存口数	8,128,860,081口	6,904,869,481口
1万口当たり収益分配対象額	1,164.17円	2,453.57円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	5,690,202円	4,833,408円
	2022年 4月19日から 2022年 5月18日まで の計算期間	2022年10月19日から 2022年11月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	6,617,858円	10,425,931円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	111,023,105円	－円
収益調整金額	323,923,460円	380,419,488円
分配準備積立金額	582,471,083円	1,290,229,956円
当ファンドの分配対象収益額	1,024,035,506円	1,681,075,375円
当ファンドの期末残存口数	7,832,607,904口	6,827,458,937口
1万口当たり収益分配対象額	1,307.37円	2,462.22円
1万口当たり分配金額	7.00円	12.00円
収益分配金金額	5,482,825円	8,192,950円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
期首元本額	9,477,921,051円	7,832,607,904円
期中追加設定元本額	104,285,156円	637,044,670円
期中解約元本額	1,749,598,303円	1,642,193,637円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	前期 2022年 5月18日現在	当期 2022年11月18日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	123,758,983	△346,197,615
合計	123,758,983	△346,197,615

3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	フランクリン・テンブルトン・米国短期投資適格債マザーファンド	3,525,433,951	6,048,587,029	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.2%	3,525,433,951	6,048,587,029 100.0%	
	合計			6,048,587,029	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンドの計算期間はフランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月19日から翌年2月18日までであります。

フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	2022年 5月18日現在	2022年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
預金	380,370,094	-
コール・ローン	23,440,548	66,162,095
国債証券	726,753,852	1,299,147,469
特殊債券	2,989,344,443	2,446,842,178
社債券	1,882,671,496	1,338,434,012
外国譲渡性預金証書	931,922,860	800,976,489
未収入金	10,581,949	269,627,797
未収利息	8,554,583	13,729,011
前払費用	129,833	1,807,200
流動資産合計	6,953,769,658	6,236,726,251
資産合計	6,953,769,658	6,236,726,251
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	46,608	107,861
前受金	-	99,476,922
未払金	378,843,922	-
未払解約金	40,906,003	7,872,688
未払利息	46	193
流動負債合計	419,796,579	107,457,664
負債合計	419,796,579	107,457,664
純資産の部		
元本等		
元本	4,137,198,842	3,572,544,100
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,396,774,237	2,556,724,487
元本等合計	6,533,973,079	6,129,268,587
純資産合計	6,533,973,079	6,129,268,587
負債純資産合計	6,953,769,658	6,236,726,251

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。 外国譲渡性預金証書 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 5月18日現在	2022年11月18日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数
4,137,198,842口	3,572,544,100口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額
1.5793円	1.7157円
(一万口当たり純資産額) (15,793円)	(一万口当たり純資産額) (17,157円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	国債証券、特殊債券、社債券、外国譲渡性預金証書 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（その他の注記）
 1 元本の移動等

項目	自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	5,039,036,189円	4,137,198,842円
同期中における追加設定元本額	61,165,694円	343,853,972円
同期中における解約元本額	963,003,041円	908,508,714円
元本の内訳		
フランクリン・テンブルトン・米国短期債ファンドVA（適格機関投資家専用）	52,743,939円	47,110,149円
フランクリン・テンブルトン・米ドル毎月分配型ファンド	4,084,454,903円	3,525,433,951円
計	4,137,198,842円	3,572,544,100円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	2022年 5月18日現在	2022年11月18日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	0	0
特殊債券	△43,714,017	△84,743,037
社債券	△15,286,873	△29,499,856

外国譲渡性預金証書	794,803	1,814,009
合計	△58,206,087	△112,428,884

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2022年 5月18日現在				2022年11月18日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	62,027,856	—	62,074,464	△46,608	51,763,474	—	51,871,335	△107,861
米ドル	62,027,856	—	62,074,464	△46,608	51,763,474	—	51,871,335	△107,861
合計	62,027,856	—	62,074,464	△46,608	51,763,474	—	51,871,335	△107,861

(注) 時価の算定方法

- 為替予約取引について
1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BILL	850,000.00	849,077.83	
		US TREASURY BILL	6,100,000.00	6,089,277.40	
		US TREASURY BILL	1,100,000.00	1,078,862.74	
		US TREASURY BILL	1,300,000.00	1,243,224.47	
	小計	銘柄数：4	9,350,000.00	9,260,442.44	
		組入時価比率：21.2%		(1,299,147,469) 22.1%	
	小計			1,299,147,469 (1,299,147,469)	
特殊債券	米ドル	BSABS 2003-AC5 A3	99,538.73	100,054.24	
		BSABS 2003-SD3 A	87,321.02	83,700.28	
		CARMX 2018-4 A4	142,717.69	142,613.14	
		CARMX 2019-4 A3	226,836.27	224,144.35	
		CCCIT 2018-A2 A2	407,000.00	406,796.50	
		CCCIT 2018-A6 A6	750,000.00	749,672.77	
		CCMFC 2004-2A A1	50,329.95	46,716.45	
		CNH 2020-A A4	240,000.00	226,834.17	
		COMET 2005-B3 B3	200,000.00	191,754.82	
		COMET 2021-A1 A1	1,000,000.00	927,693.80	
		COMM 2013-CR11 ASB	76,584.47	76,016.38	
		FHLMC #841075	432,342.47	407,757.48	
		FHR 3703 PA	403,412.60	386,553.66	
		FHR 4162 P	212,630.97	203,960.66	
		FITAT 2019-1 A4	387,161.31	386,035.09	
		FNMA #FM3507	448,828.05	421,483.96	
		FNW 2003-W6 6A	233,025.39	223,461.49	
		FNW 2003-W8 3F1	183,216.33	180,759.30	
		FORDF 2018-2 A	1,000,000.00	993,441.90	
		FORDF 2020-2 A	430,000.00	383,330.03	
		GNMA ARM #80283	26,665.00	26,278.13	
		GNMA ARM #80593	46,158.29	45,172.01	
		GNMA ARM #80602	16,955.64	16,595.73	

GNMA ARM #80636	14,593.82	14,138.63	
GNMA ARM #81200	92,713.25	90,898.87	
GNMA ARM #8874	15,606.99	15,395.37	
GNMA2 #891562	193,314.70	193,204.41	
GNR 2010-H20 AF	377,285.18	372,990.24	
GNR 2010-H22 FE	28,178.36	27,896.88	
GNR 2010-H26 LF	324,362.03	320,885.16	
GNR 2010-H28 FE	101,289.95	100,215.02	
GNR 2011-H01 AF	187,807.29	186,112.29	
GNR 2011-H06 FA	275,235.36	272,344.94	
GNR 2011-H07 FA	53,724.45	53,231.18	
GNR 2011-H08 FG	107,997.50	106,883.32	
GNR 2012-H21 FA	498,372.81	492,848.39	
GNR 2012-H23 WA	231,208.68	229,136.51	
GNR 2015-H10 FC	419,657.63	413,980.33	
GNR 2016-H13 FC	249,137.03	245,106.96	
GNR 2017-H15 FC	772,859.40	762,650.39	
GNR 2019-H01 FT	272,653.73	270,558.68	
GNR 2019-H08 FE	299,499.88	286,485.89	
GNR 2020-H12 F	153,148.26	146,884.05	
GNR 2021-H03 FA	596,908.71	585,855.51	
GSMS 2013-GC16 AAB	78,338.72	77,698.30	
GSMS 2014-GC24 AAB	236,645.99	231,733.12	
GSMS 2015-GC34 AAB	245,042.63	235,394.22	
HAROT 2019-4 A4	600,000.00	591,950.22	
HVMLT 2005-9 2A1B	433,896.58	388,553.12	
JPMBB 2015-C31 ASB	279,017.84	269,452.02	
MLCC 2003-A 2A2	12,678.80	11,917.29	
NRZT 2015-1A A3	48,148.98	44,303.04	
NSLT 2005-1 A5	334,315.28	320,763.91	
NSLT 2005-2 A5	130,910.39	126,105.45	
NSLT 2015-2A A2	431,763.51	408,003.34	
SLMA 2006-10 A6	545,279.23	521,893.78	
SLMA 2006-A A5	442,134.25	414,700.74	
SLMA 2013-6 A3	644,999.71	626,019.23	

	小計	VZMT 2022-5 A1A	140,000.00	137,354.23	
		WFCM 2014-LC16 ASB	118,380.38	116,232.98	
		WFCM 2015-P2 ASB	273,643.04	264,440.69	
		WFCM 2016-NXS6 ASB	370,435.64	354,428.00	
		WFRBS 2014-C24 ASB	268,176.03	261,842.65	
		銘柄数：63	18,000,086.19	17,441,315.69	
				(2,446,842,178)	
		組入時価比率：39.9%		41.6%	
	小計			2,446,842,178	
				(2,446,842,178)	
社債券	米ドル	AMERICAN EXPRESS CO	478,000.00	458,995.73	
		ASTRAZENECA FINANCE LLC	367,000.00	345,043.09	
		BANCO SANTANDER SA FRN	600,000.00	579,425.97	
		BANK OF AMERICA CORP FRN	1,000,000.00	997,032.35	
		BANK OF AMERICA CORP FRN	260,000.00	252,886.54	
		CANADIAN IMPERIAL BANK	660,000.00	644,287.72	
		CITIGROUP INC FRN	419,000.00	397,466.39	
		CREDIT SUISSE NEW YORK	553,000.00	525,443.44	
		FED HOME LN DISCOUNT NT	700,000.00	696,207.92	
		GOLDMAN SACHS GROUP FRN	430,000.00	408,446.25	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	425,000.00	413,674.15	
		HSBC HOLDINGS PLC FRN	500,000.00	495,939.03	
		JPMORGAN CHASE & CO FRN	598,000.00	588,421.39	
		MITSUBISHI UFJ FIN G FRN	464,000.00	456,907.30	
		MORGAN STANLEY FRN	386,000.00	379,403.20	
		SHELL INTL FIN FRN	555,000.00	554,544.42	
		TORONTO-DOMINION BANK	447,000.00	413,371.68	
		TOYOTA MTR CRED	800,000.00	756,272.20	
		WELLS FARGO & COMPAN FRN	190,000.00	176,711.75	
		銘柄数：19	9,832,000.00	9,540,480.52	
				(1,338,434,012)	
		組入時価比率：21.8%		22.7%	
	小計			1,338,434,012	
				(1,338,434,012)	
外国譲渡性預金 証書	米ドル	BNP PARIBAS NY BRANC	500,000.00	497,391.95	
		CREDIT AGRICOLE CIB	1,000,000.00	1,000,316.65	

	小計	KBC BANK NV NY YCD	1,000,000.00	1,002,493.00	
		NORINCHUKIN BANK NY	500,000.00	500,577.76	
		NORINCHUKIN BANK NY	500,000.00	500,158.31	
		SKANDINAV ENSKILDA B	700,000.00	705,289.32	
		SUMITOMO MITSUI TRUS	1,000,000.00	1,001,835.67	
		TORONTO DOM BK FRN	500,000.00	501,371.29	
		銘柄数：8	5,700,000.00	5,709,433.95	
				(800,976,489)	
		組入時価比率：13.1%		13.6%	
	小計			800,976,489	
			(800,976,489)		
合計				5,885,400,148	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(5,885,400,148)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

以下は、2022年11月30日現在のファンドの状況であります。

【フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	5,940,863,883円
II 負債総額	7,233,319円
III 純資産総額（I－II）	5,933,630,564円
IV 発行済口数	6,773,246,709口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	8,760円

（参考）

フランクリン・テンプルトン・米国短期投資適格債マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	6,325,746,253円
II 負債総額	310,734,209円
III 純資産総額（I－II）	6,015,012,044円
IV 発行済口数	3,536,238,464口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	17,010円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知

するものとしします。

- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2022年11月末現在）

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 資本金の額 | : 1,000百万円 |
| ② 委託会社が発行する株式総数 | : 100,000株 |
| ③ 発行済株式総数 | : 78,270株 |
| ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 | : 該当事項はありません。 |

（2）委託会社の機構（2022年11月末現在）

① 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

② 運用の意思決定機構

運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2022年11月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	74	868,321
単位型株式投資信託	2	2,232
合計	76	870,553

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第24期事業年度 (2021年9月30日)	第25期事業年度 (2022年9月30日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	2,474,667	3,947,505
前払費用	71,336	80,305
未収委託者報酬	631,603	656,861
未収運用受託報酬	1,110,294	1,157,372
未収投資助言報酬	3,198	1,804
その他未収収益	433	352
未収入金	1,267,361	404,458
立替金	868	50
流動資産計	5,559,763	6,248,712
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	143,615	52,259
器具備品	44,714	13,697
有形固定資産計	188,330	65,956
無形固定資産		
ソフトウェア	2,770	4,640
無形固定資産計	2,770	4,640
投資その他の資産		
投資有価証券	128,387	9,285
長期差入保証金	88,045	24,520
前払年金費用	82,788	-
繰延税金資産	261,300	160,859
投資その他の資産計	560,521	194,664
固定資産計	751,622	265,261
資産合計	6,311,385	6,513,973

(単位：千円)

	第24期事業年度 (2021年9月30日)	第25期事業年度 (2022年9月30日)
負 債 の 部		
流動負債		
預り金	26,290	15,529
未払金	590,344	689,373
未払手数料	201,263	176,484

未払消費税等	57,311	177,780
その他未払金	330,246	333,681
未払収益分配金	1,522	1,427
未払費用	1,821,218	920,519
賞与引当金	136	256
未払法人税等	69,317	246,811
前受金	65,939	62,121
流動負債計	2,573,246	1,934,611
固定負債		
退職給付引当金	72,422	62,893
役員退職慰労引当金	44,935	-
その他固定負債	19,579	19,579
固定負債計	136,936	82,472
負債合計	2,710,183	2,017,083
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
その他資本剰余金	647,958	647,958
資本剰余金計	874,364	874,364
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,703,244	2,598,931
利益剰余金計	1,726,838	2,622,525
株主資本合計	3,601,202	4,496,889
純資産合計	3,601,202	4,496,889
負債純資産合計	6,311,385	6,513,973

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	第25期事業年度 (自 2021年10月 1日 至 2022年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	4,490,345	7,902,810
運用受託報酬	1,211,134	3,850,773
業務受託報酬	2,185,683	4,879,107
投資助言報酬	7,102	7,801
その他営業収益	2,112	17,536
営業収益計	7,896,378	16,658,030
営業費用		
支払手数料	1,600,415	2,776,550

広告宣伝費	11,607	54,787
調査費	4,022,444	8,848,679
調査費	98,195	195,927
委託調査費	3,923,540	8,651,841
図書費	708	910
委託計算費	258,692	486,283
営業雑経費	87,622	144,714
通信費	14,511	28,262
印刷費	62,750	111,081
協会費	9,829	4,699
諸会費	531	670
営業費用計	5,980,782	12,311,015
一般管理費		
給料	735,276	1,438,533
役員報酬	53,359	74,114
給料・手当	623,644	1,127,298
賞与	57,154	237,000
賞与引当金繰入	1,116	120
交際費	758	3,995
旅費交通費	804	5,745
租税公課	14,863	86,208
不動産賃借料	151,324	235,383
退職給付費用	103,836	171,625
役員退職慰労引当金繰入額	2,990	-
固定資産減価償却費	23,953	35,674
業務委託費	297,163	1,094,944
諸経費	184,443	215,707
一般管理費計	1,515,414	3,287,817
営業利益	400,180	1,059,197

(単位：千円)

	第24期事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	第25期事業年度 (自 2021年10月 1日 至 2022年 9月30日)
営業外収益		
受取利息	11	114
受取配当金	1,519	1,622
還付加算金	843	26
保険解約返戻金	8,003	-
為替差益	-	363,927
雑収益	-	461
営業外収益計	10,376	366,153
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	1,680
為替差損	22,687	-

雑損失	-	628
営業外費用計	22,687	2,308
経常利益	387,870	1,423,042
特別利益		
資産除去債務履行差額	-	34,491
特別利益計	-	34,491
特別損失		
解約違約金	-	122,076
固定資産除却損	-	96,720
特別損失計	-	218,796
税引前当期純利益	387,870	1,238,737
法人税、住民税及び事業税	43,566	242,608
法人税等調整額	△71,794	100,441
法人税等合計	△28,228	343,049
当期純利益	416,098	895,687

(3) 【株主資本等変動計算書】

第24期事業年度（自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	-	226,405	23,594	753,208	776,802	2,003,208	2,003,208
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	416,098	416,098	416,098	416,098
合併による増加	-		647,958	647,958	-	533,937	533,937	1,181,895	1,181,895
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	647,958	647,958	-	950,035	950,035	1,597,993	1,597,993
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,703,244	1,726,838	3,601,202	3,601,202

第25期事業年度（自 2021年10月 1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本	その他	資本	利益	その他利益 剰余金	利益		

		準備金	資本 剰余金	剰余金 合計	準備金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,703,244	1,726,838	3,601,202	3,601,202
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	895,687	895,687	895,687	895,687
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	895,687	895,687	895,687	895,687
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	2,598,931	2,622,525	4,496,889	4,496,889

[注記事項]

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～ 8年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 収益は次の5つのステップを適用し認識しております。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価額を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。 運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断し、サービス提供期間に渡り収益として認識しております。 成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。 投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。 業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間に渡り充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を

及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

第24期事業年度 (2021年9月30日)	第25期事業年度 (2022年9月30日)
※1 固定資産の減価償却累計額	※1 固定資産の減価償却累計額
建物 347,117千円	建物 319,247千円
器具備品 240,661千円	器具備品 170,299千円

（株主資本等変動計算書関係）

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

（リース取引関係）

第24期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	第25期事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 247,804千円 1年超 686,810千円 合計 934,614千円	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 152,300千円 1年超 266,525千円 合計 418,826千円

（金融商品関係）

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	101,000	101,000	—
(2) 長期差入保証金	88,045	88,045	—
資産計	189,045	189,045	—

(注) 1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、投資有価証券（内、金銭信託）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

投資有価証券のうち、投資信託受益証券については、基準価額を基礎として時価を計上しております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価額のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
----	----------

非上場株式	9,285
-------	-------

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
未収入金	1,267,361	—
未収委託者報酬	631,603	—
未収運用受託報酬	1,110,294	—
未収投資助言報酬	3,198	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	18,101	—
長期差入保証金	—	88,045
合計	3,030,557	88,045

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載の「その他有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の貸借対照表計上額は「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	88,045	—	88,045

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	24,520	24,520	—
資産計	24,520	24,520	—

(注) 1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、投資有価証券（内、金銭信託）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注）2.市場価額のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
長期差入保証金	—	24,520
合計	—	24,520

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	24,520	—	24,520

（注1） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の（注）1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

（有価証券関係）

第24期事業年度 (2021年9月30日)	第25期事業年度 (2022年9月30日)
--------------------------	--------------------------

1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 18,101千円 取得原価 18,101千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 101,000千円 取得原価 101,000千円 差額 — (注) 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 9,285千円）については、「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	1. その他有価証券 (注) 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 9,285千円）については、「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 103,000千円 売却益の合計額 43千円 売却損の合計額 1,724千円
--	---

（退職給付関係）

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、退職一時金制度、非積立型の確定給付制度及び確定拠出金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を設けております。

従業員の退職等には、臨時で割増退職金を支払う場合があります。

確定給付企業年金制度、非積立型の確定給付制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。当事業年度に計上されている割増退職金は56百万円となります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	162,540千円
合併による増加	82,639千円
退職給付費用	98,501千円
退職給付の支払額	△232,846千円
前払年金費用	78,555千円
制度への拠出金	△116,966千円
退職給付引当金の期末残高	72,422千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,100,402千円
年金資産	△1,269,101千円

未認識年金資産	85,910千円
	<u>△82,788千円</u>
非積立制度の退職給付債務	72,422千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△10,365千円</u>

退職給付引当金	72,422千円
前払年金費用	<u>△82,788千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△10,365千円</u>

(3) 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	98,501千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,335千円であります。

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。また、当社は2021年10月に確定給付企業年金制度について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	72,422千円
制度変更による減少	<u>△59,268千円</u>
退職給付費用	53,450千円
退職給付の支払額	<u>△3,712千円</u>
退職給付引当金の期末残高	<u>62,893千円</u>

(2) 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	53,450千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、32,065千円であります。

（税効果会計関係）

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

千円

繰延税金資産	
繰越欠損金	409,181
役員退職慰労引当金	13,759
退職給付引当金	22,175
未払費用	51,251
未払金	93,600
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	55,418
繰延資産償却超過	7,641
未払事業税	5,302
その他	6,184
繰延税金資産小計	692,292
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△280,998
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	△124,643
評価性引当額（注1）	△405,641
繰延税金資産合計	286,650
繰延税金負債	
前払年金費用	△25,349
繰延税金負債合計	△25,349
繰延税金資産の純額	261,300

（注）

1. 評価性引当金が305,566千円増加しております。この増加の主な内容は、合併による増加、及び税務上の繰越欠損金に関する評価性引当金額が増加したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限の金額

千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	268,061	104,739	0	28,900	7,479	409,181
評価性引当額	△139,878	△104,739	0	△28,900	△7,479	△280,998
繰延税金資産	128,183	0	0	0	0	(b)128,183

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
住民税均等割	0.3
過年度法人税等戻入額	△2.0
合併による評価性引当金額増加額	△174.5
評価性引当金	78.7
繰越欠損金	56.8
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△7.3</u>

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	19,257
未払費用	47,896
未払金	102,251
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	4,029
未払事業税	16,173
その他	2,332
繰延税金資産小計	<u>264,574</u>
評価性引当額（注1）	<u>△103,715</u>
繰延税金資産合計	<u><u>160,859</u></u>

（注）

- 1.評価性引当金が301,926千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当金額が減少したことに伴うものであります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4
住民税均等割	0.3
過年度法人税等戻入額	△0.9
評価性引当金	△24.3
繰越欠損金	21.6
その他	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.6</u>

（資産除去債務関係）

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を144ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	146,496千円
合併による増加額	32,550千円
その他増減額（△は減少）	1,941千円
期末における資産除去債務認識額	180,987千円

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	180,987千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
その他増減額（△は減少）	△34,491千円
期末における資産除去債務認識額	146,496千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計

外部顧客への営業収益	4,490,345	1,211,134	7,102	2,185,683	2,112	7,896,378
------------	-----------	-----------	-------	-----------	-------	-----------

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	4,490,345	—	—	—	4,490,345
運用受託報酬	1,179,781	—	1,604	29,748	1,211,134
投資助言報酬	7,102	—	—	—	7,102
業務受託報酬	—	1,003,958	1,181,711	13	2,185,683

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,445,476
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	1,181,704
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービスS.A.R.L.	1,003,958

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,902,810	3,850,773	7,801	4,879,107	17,536	16,658,030

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,902,810	—	—	—	7,902,810
運用受託報酬	3,802,571	—	3,076	45,125	3,850,773
投資助言報酬	7,801	—	—	—	7,801
業務受託報酬	—	2,678,804	2,200,303	—	4,879,107

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービスS.A.R.L.	2,493,286
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	2,354,774
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,200,265

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「関連情報」、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「関連情報」、「2.地域ごとの情報」（1）営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の4.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(関連当事者情報)

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソースズ インク	米国 デラウェア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係	本部共通 経費の支払 (注2)	5,804	未払 費用	55,383

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア 州	-	金融業	—	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	440,194	未払 費用	68,020
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	617,690	未払 費用	157,754
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,448,661	未払 費用	221,764
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ カンパニーズ・ エルエルシー	米国 デラウェア州	-	一般業務 委託請負 会社	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	1,181,704	未収 入金	1,189,274
							総務・経 理・イン フォメー ションテク ノロジー業 務等の委託 (注4)	260,061	未払 費用	262,789

同一の親会社を持つ会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク	米国 カリフォルニア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	180,258	未払 費用	134,573
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンブルトン・インターナショナル・サービス・S.A.R.L.	ルクセンブルグ	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	1,003,958	未収 入金	41,250
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	288,684	未払 費用	574,533

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注3）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注4）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注5）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

（注6）レッジ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは2021年10月にフランクリン・テンブルトン・オーストラリア・リミテッドに商号変更しました。

（注7）QSインベスターズ・エルエルシーは2021年8月にフランクリン・アドバイザーズ・インクと合併し商号変更しました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

レッジ・メイソン・インク（非上場）

テンブルトン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンブルトン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係	本部共通 経費の支払 (注2)	4,025	未払 費用	52,340

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア 州	-	金融業	—	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	826,817	未払 費用	70,331
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーフイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,048,936	未払 費用	130,053
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・ グローバル・インベ ストメント・マネジ メント・エルエル シー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	2,097,599	未払 費用	43,486
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	—	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	2,383,518	未払 費用	181,027
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・ テンブルトン・	米国 デラウェア州	-	一般業務 委託請負	—	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,200,265	未収 入金	187,720

つ会社	カンパニーズ・エルエルシー			会社			総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託（注4）	818,232	未払費用	87,197
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービス・S.A.R.L.	ルクセンブルグ	-	金融業	—	業務委託関係	業務の受託（注3）	2,493,050	未収入金	210,020

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（注3）業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

（注4）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（注5）業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

（注6）レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは2021年10月にフランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドに商号変更しました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

レッグ・メイソン・インク（非上場）

テンプルトン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンプルトン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

第24期事業年度 （自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）	第25期事業年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
--	---

1株当たり純資産額	46,009円99銭	1株当たり純資産額	57,453円55銭
1株当たり当期純利益金額	5,316円19銭	1株当たり当期純利益金額	11,443円56銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	416,098千円	当期純利益	895,687千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	416,098千円	普通株式に係る当期純利益	895,687千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（企業結合等関係）

第24期事業年度（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

共通支配下の取引

1. 取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（以下「FTIJ」）

事業の内容：資産運用業務

（2）企業結合日

2021年4月1日

（3）企業結合の法的形式

当社を存続会社、FTIJを消滅会社とする吸収合併

（4）企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（旧社名 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）

（5）企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しました。

第25期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更等
該当事項はありません。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 ：10,000百万円（2022年3月末現在）
 事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社S B I証券	48,323百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
楽天証券株式会社	17,495百万円	
株式会社三菱UFJ銀行 [※]	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※ 受益権の新規の募集の取扱いはありません。

（３）投資顧問会社

- ① 名称
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
- ② 資本金の額
非公開
- ③ 事業の内容
米国において資産運用業務等を行っています。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（３）投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

直接の資本関係はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 7月 1日	臨時報告書
2022年 8月18日	有価証券届出書
2022年 8月18日	有価証券報告書
2022年10月 4日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2022年12月14日

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年1月26日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンドの2022年5月19日から2022年11月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・米ドル毎月分配型ファンドの2022年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。